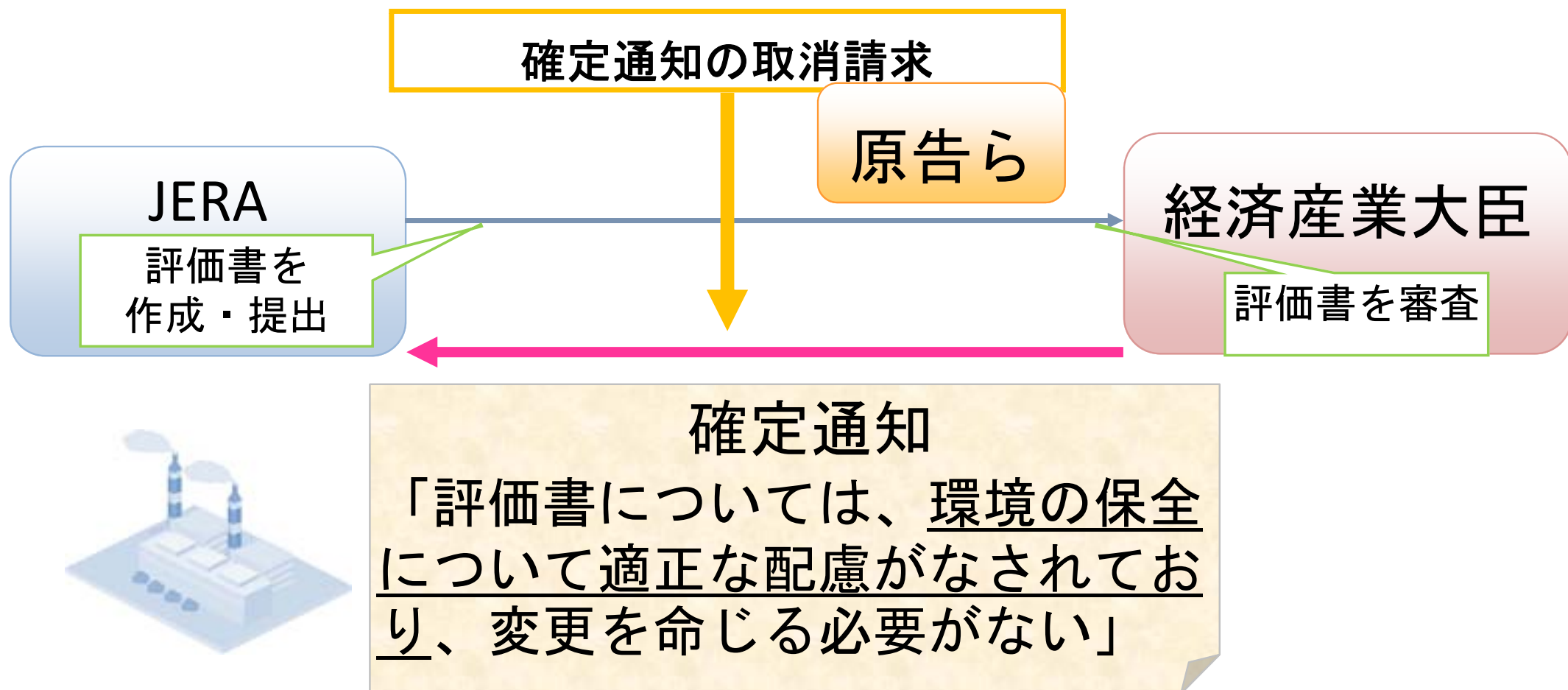


第2回期日報告と今後の論点

2019/12/23

弁護士 久保田明人

環境アセス・評価書確定通知の取消し



「環境の保全について適正な配慮」をしていない

瑕疵事由 1 ～環境アセスの違法な簡略化

旧発電所は既に廃止・廃止状態であったものであって、新設発電所は、環境アセスの簡略化が許されるケースではないにもかかわらず、環境アセスを簡略化して手続を進めた20年以上前の過去の排出量を「現状」として、本件新設発電所のアセスメントで、「簡略化・期間短縮合理化アセス」を適用し、アセスメント手続きを終え、経済産業大臣は変更を命じなかったこと

瑕疵事由 2 ～温室効果ガス対策に係る検討の誤り

新設発電所のCO₂排出削減対策内容とその評価の誤り、燃料種の検討の欠如

瑕疵事由 3 ～大気汚染に係る検討の不十分さ

瑕疵事由 4 ～温排水に係る検討の不十分さ

- 訴状＋準備書面（1）（令和元年9月19日）

国：答弁書（令和元年10月2日）

- 本件通知は、取消訴訟の対象となる処分ではないこと
（処分性がない）
- 原告らには、本件通知の取り消しを求める法律上の利益がないこと
（原告適格がない）
- 訴えが不適法だから、却下すべき

取消訴訟（抗告訴訟）の訴訟要件

- 主観訴訟

国民の権利利益を救済する訴訟類型 ⇔ 客観訴訟

処分性

取消を求める処分は、「直接国民の権利義務を形成しまたは範囲を確定することが法律上認められているもの」でなければならない。

原告適格

取消を求めるには、取消を求めるについて「法律上の利益を有する者」であることが必要

原告ら：準備備面（2）（令和元年11月1日）

• 処分性

1 工事ができない

工事の届出をしないと工事はできない（電気事業法48Ⅱ）

確定通知がないと、工事の届出ができない

→確定通知がないと工事できる権利が発生しない

国「事実上の効果に過ぎない」

→法令上認められている法的効果

2 確定通知を受けた評価書が発電所操業の法的基準になる

3 他に争う手段がない

設置許可や操業許可がない（届出制）

•原告適格

国：法は、「個々人の一般的利益を保護しようとするものではなく、もっぱら一般的利益としての環境の保全を図ろうとしている」

原告の侵害される利益とは・・・

- (1) 排出されるCO₂によって、地球温暖化が進行して生じる被害
- (2) 排出される大気汚染物質によって生じる生命身体健康被害
- (3) 排出される温排水によって、漁業資源が失われるなどの生業手段の喪失

• 大気汚染被害と温排水被害

一般的公益に対する被害とは言えない

- ・ 性質：不可逆的
- ・ 範囲：発電所周辺の住民に限られる
- ・ 程度：発電所に近ければ近いほど被害が大きくなる

法律は個人の利益を公益とは区別して保護している

- ・ 目的規定「国民の健康で文化的な生活の確保に資すること」
- ・ 手続規定：市民意見に対する事業者の応答を義務付け
- ・ 内容規定：環境影響評価項目（汚染物質・温排水）
として具体的に指定

• 神奈川県環境影響評価条例

一定規模以上の火力発電所については、「対象事業の実施区域又は当該法対象事業の実施されるべき区域の周囲から3キロメートルの区域を包含するように市町村の区域内の町若しくは字の区域の境界などによって区画される地域」を関係地域として指定

本件事業者も条例上の関係地域として設定している。

条例は、「関係地域」（の住民）を、特に環境影響評価の対象としている

→公益とは別に特に保護している

• 発電所アセス省令

「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定」（環境影響評価法2条3項）の基準として、火力発電所を設置する場所の**周囲20キロメートルの範囲**について特別の配慮をしている

（16条5号、16条9号、16条16号及び16条23号）

本件事業者も、大気汚染の影響調査の対象地域を、新設発電所の周囲20kmの範囲と設定している（準備書12-1-1-1-19）。

→省令は、周囲20キロメートルの範囲の大気汚染など（による被害）を評価の対象にしている

＝その範囲の利益は特別に保護している

• 発電所アセス省令

「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定」（環境影響評価法2条3項）の基準として

温排水関係

「国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、藻場、さんご群集若しくは野生動植物の重要な生息又は生育の場に相当程度の影響を及ぼすおそれがあること」との基準（発電所アセス省令16条15号ハ）を設けている

= 他とは分けて、特に保護するよう法が求めている

• 温暖化による被害

▪ 激しい降雨

降雨日数、1時間降水量ともに増加

日降水量100mm以上、200mm以上の日数は、1901～2018年の118年でともに増加

1時間降水量（毎正時における前1時間降水量）50mm以上及び80mm以上の短時間強雨の年間発生回数はともに増加

▪ 熱中症

猛暑日地点数の2018年6～9月の総和は6483地点

1976年以降で最も多かった2010年（平成22年）の記録を超えた

2018年7月：1ヶ月の熱中症による死亡者数は1,032名

熱中症による月別の死亡者数としては過去最多

2018年5月～9月：全国における熱中症による

救急搬送人員数合計95,137人：平成20年の調査開始以来過去最多

水温の高い海域・季節を中心に漁獲量が
大きく減少している

- スルメイカ
- ホタテガイの大量斃死やカキの斃死率の上昇
- 海水温上昇に伴う藻場植生の変化

発電所アセス省令

火力発電所についての環境影響評価項目に、
温室効果ガスとしてCO₂を具体的に指定している

神奈川県環境影響評価条例

評価項目として温室効果ガスを指定している

→確定通知をするにあたって、温室効果ガスによる影響（それに基づく個人の被害）を考慮すべきことが法により求められている

今後の方向性

- 発電所稼働によって甚大な被害が生じることは明らか

処分性も原告適格もあることは明らか

早く本案の認否反論をすべき